

# 静岡県有機農業推進計画



平成 2 1 年 2 月

静岡県産業部

## 第1 趣旨

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資するものである。また、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものである。

このため、国は、有機農業について、その推進に関する基本理念を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることにより、我が国における有機農業の確立とその発展を目指すため、平成18年12月15日に有機農業の推進に関する法律（以下、「有機農業推進法」という。）を施行した。また、平成19年4月27日には、有機農業の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的な事項を定めた有機農業の推進に関する基本的な方針を公表したところである。

静岡県では、平成22年度を目標年度とする静岡県農林水産業新世紀ビジョンにおいて、生産活動が及ぼす周辺環境への負荷の軽減を視点の一つとして位置づけ、持続可能な環境保全型農林水産業を推進するとともに、生産者のみならず、消費者、流通業者も含めた総合的な取組を展開することとしている。また、静岡県環境保全型農業推進方針（平成17年6月策定）において、有機農業を、エコファーマー等が取り組む、最大限環境影響を低減した環境保全型農業の一形態として位置付け、生物的・物理的防除の技術開発や耐病性品種の育成等を通じて支援しているところである。

この静岡県有機農業推進計画（以下「推進計画」という。）は、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づいて策定するものであり、農業者が有機農業に容易に従事することができるようにすること、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通・販売に積極的に取り組むことができるようにすること、並びに消費者が容易に有機農業で生産される農産物を入手できるようにすることを目指して、県が取り組む施策を具体的に示したものである。

## 第2 定義

この推進計画において、「有機農業」とは、有機農業推進法第2条に規定する、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

### 第3 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

#### 1 目標の設定の考え方

現状では、有機農業に関する技術体系の確立とともに、有機農業の推進に向けた体制の整備が重要な課題であることを考慮し、農業者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点を置いて目標を設定する。

#### 2 有機農業の推進及び普及の目標

##### (1) 有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農業に農業者が容易に従事することができるようにするためには、病害虫等による品質や収量の低下が起りやすいなどの課題を有する有機農業について、こうした課題を克服した技術を確立することが重要である。

このため、有機農業に取り組む農業者（以下「有機農業者」という。）の栽培技術や経営の実態を把握し、有機農業の普及に資する技術開発を行うとともに、県の試験研究機関や試験研究独立行政法人等で開発された技術を適切に組み合わせることで、平成24年度までに、茶、水稲、野菜及び果樹について、有機農業の栽培指針を作成する。

##### (2) 有機農業に関する普及指導の強化

農業者等が有機農業に取り組めるようにするためには、有機農業に関する技術及び知識の指導を受けることができる環境を整えていくことが重要である。

このため、国等の研修を活用し、普及指導員の資質向上を図るとともに、先進的な有機農業者との連携を強化しつつ意欲的な農業者への支援を行う。

##### (3) 有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することが重要であるが、有機農業に対する消費者の理解は未だ十分でない。

有機農業に対する消費者の理解の増進を図るため、有機農業が化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であることを知る消費者の割合について、平成24年度までに50%以上とすることを目指す。

##### (4) 市町における有機農業の推進体制の強化

現状では未だ取組の少ない有機農業を推進及び普及するためには、地域において、有機農業者を始め、流通・販売業者、消費者、農業団体等の理解と協力を得ながら取組を進める必要がある。

このため、県の環境保全型農業推進方針に基づき市町が策定した環境保全型農業の推

進方針等の中に、有機農業の推進方針を位置付けるなど、有機農業の推進を目的とする体制が整備されている市町の割合を、平成24年度までに50%以上とすることを旨とする。

#### 第4 有機農業の推進に関する施策に関する事項

##### 1 有機農業者等の支援

###### (1) 有機農業の取組に対する支援

ア 有機農業に農業者が容易に従事することができるようにするため、たい肥等の生産・流通施設等の共同利用機械・施設の整備に対する補助や農業改良資金の貸付け等による支援を行う。

イ 中山間地域において、有機農業に取り組もうとする製茶工場や野菜・果樹の生産組織等に対し、中山間地域等直接支払制度を活用した有機農業の取組が進展するよう必要な情報の提供、指導・助言を行う。

ウ 国の有機農業総合支援対策実施要綱（平成20年3月31日付19生産第9836号農林水産事務次官依命通知）に基づき、有機農業を核とした地域振興計画を策定した地域に対し、計画の達成に向け必要な支援を行う。

エ 有機農業に関する情報交換会や研修会を開催し、有機農業者、流通・販売業者等からなる地域の有機農業を推進する組織を育成するとともに、この組織が行う技術の確立や商品開発等の取組について支援を行う。

オ 有機農業者の農場を巡る体験型ツアー等、有機農業を観光資源として活用する取組に対し、アドバイザー派遣等による支援を行う。

###### (2) 新たに有機農業を行おうとする者の支援

ア 新たに有機農業を行おうとする農業者に対し、研修会の開催や普及指導員による技術指導を行う。

イ 有機農業を行おうとする新規就農希望者が円滑に就農できるよう、就農相談、就農支援資金の貸付け等による支援を行う。

ウ 有機農業を行おうとする新規就農希望者に対して適切な指導及び助言が行われるよう、市町や農業団体の職員を対象に、必要な情報の提供を行うとともに、有機農業の意義や実態、有機農業の取組を支援する各種施策に関する研修を実施する。

###### (3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

ア 有機農業により生産される農産物について、その特色を生かした販売ができるよう、有機農業者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10

月 27 日農林水産省告示第 1605 号) やしずおか農水産物認証制度等の活用を働きかける。

イ 有機農業者が地元の量販店や農産物直売所等と行う意見交換会や農場見学会の取組を支援するとともに、フードフェア等を活用して、有機農業者と県内外の流通・販売業者や食品製造業者等の実需者との商談の場の設定に努める。

ウ 有機農業により生産される農産物の輸出を目指す有機農業者に対し、輸出促進に向けた情報の提供や研究会の開催による支援及び海外における県産品フェアへの出展の働きかけを行う。

## 2 技術開発等の促進

### (1) 有機農業に関する技術の研究開発の促進

ア 有機農業者の栽培技術を調査し、有機農業により生産される農産物の収量・品質の変動要因や収益性について明らかにする。

イ 天敵を利用した防除技術や効果的な有機物資材の施用技術の開発、耐病虫性品種の育成等、有機農業に必要な技術の開発を行う。

ウ 有機農業者が実践している技術に、県の試験研究機関や試験研究独立行政法人等で開発された技術を組み合わせ、茶、水稻、野菜及び果樹について有機農業の栽培指針を作成する。

エ ビジネスとして成り立つ有機農業の経営について調査・研究し、有機農業者等に必要な情報提供を行う。

### (2) 研究開発の成果の普及の促進

ア 有機農業に関する有用な技術の研究開発の成果を普及するため、有機農業者等に研究開発の成果に関する情報を提供する。

イ 有機農業を取り入れた産地構造改革計画を策定した産地について、農林事務所の普及指導計画に位置付け、計画達成に向けた支援を行う。

ウ 有機農業者等の技術開発や経営研究のニーズを的確に把握し、県の試験研究機関における研究開発に反映する。

## 3 消費者の理解と関心の増進

(1) 県のホームページの活用やシンポジウム等の開催により、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全など、有機農業の有する様々な機能についての消費

者の理解と関心の増進を図る。

- (2) 消費者に対し、JAS法に基づく有機農産物の表示ルールと検査認証制度、しずおか農水産物認証制度等の普及啓発に努める。

#### 4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

有機農業事例集の作成や有機農業に関する研修会等を開催するとともに、食育活動や地産地消推進運動、農業体験学習等と連携して、有機農業者と消費者の相互理解の増進を図る。

### 第5 その他有機農業の推進に関し必要な事項

#### 1 有機農業の推進体制の整備

##### (1) 県における推進体制の整備

この計画に示した施策を総合的かつ効果的に実施するため、「静岡県持続的農業技術普及促進協議会」に有機農業者や流通・販売業者、消費者、農業団体等で構成する「有機農業推進部会」を設置する。

##### (2) 市町における推進体制の整備

市町が定めている環境保全型農業推進方針等の中に、有機農業の推進方針を位置付けるなど、有機農業の推進を目的とする体制を整備するよう働きかける。

#### 2 推進計画の見直し

この推進計画は、平成21年からおおむね5年間を対象として定めるものとするが、目標の達成状況や、施策の進捗状況によって見直すこととする。